

高専機構特別措置による 後期授業料免除について

全学年対象（専攻科含む）

標記のことについて、下記のとおり平成30年度後期授業料免除の申請を受け付けますので、希望者は学生課学生係まで書類を取りに来てください。

記

1. 対象者：次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者
 - ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納期期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
 - ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、授業料の納付期限前6ヶ月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
 - ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金の加算が認められない、または申請できない者で、かつ学業優秀と認められる者
2. 提出書類：授業料免除申請書及びその他必要書類
※詳しくは配布冊子を参照すること
3. 提出期限：**平成30年9月25日（火）**
4. 提出先：学生課学生係
5. 備考：平成30年4月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。

平成30年 7月18日

学生課学生係

掲示期間：～9月25日